

てつぎじっしやうこう
パブリックコメント 手続実施要項

さくせいび れいわ ねん ねん がつ にち
作成日: 令和5年(2023年)8月1日

<p>あんけん めいしやう 案件の名称</p>	<p>かしやう みの おししゆ わげん ごじやうれい そあん ・(仮称) 箕面市手話言語条例(素案) かしやう みの おししやうが いしやじやうほう ・(仮称) 箕面市障害者情報コミュニケーション促進条例(素案)</p>
<p>てつぎ パブリックコメント手続 じっし もくてき 実施の目的</p>	<p>かしやう みの おししゆ わげん ごじやうれい およ かしやう みの おししやうが いしやじやうほう 「(仮称) 箕面市手話言語条例」及び「(仮称) 箕面市障害者情報 コミュニケーション促進条例」の制定を検討しています。 そくしんじやうれい せいいてい けんとう その素案を公表し、意見を募集します。</p>
<p>じっし ぶきよくめい 実施部局名</p>	<p>けんこうふくしぶ しやうが いふくししつ 健康福祉部 障害福祉室</p>
<p>と あ さき (問い合わせ先)</p>	<p>しやうが いふくししつ てちやう じりつしえん 障害福祉室 手帳・自立支援グループ でんわ (電話: 072-727-9506)</p>
<p>パブリックコメントの たいしやう しりやう 対象となる資料</p>	<p>かしやう みの おししゆ わげん ごじやうれい そあん ・(仮称) 箕面市手話言語条例(素案) かしやう みの おししやうが いしやじやうほう ・(仮称) 箕面市障害者情報コミュニケーション促進条例(素案)</p>
<p>さんこうしりやう 参考資料</p>	<p>かしやう みの おししゆ わげん ごじやうれい そあん かんが かつ ・(仮称) 箕面市手話言語条例(素案)の考え方について かしやう みの おししやうが いしやじやうほう ・(仮称) 箕面市障害者情報コミュニケーション促進条例(素案)の かんが かつ 考え方について せいいていけんとう けいいてい ・制定検討にかかる経緯について</p>
<p>えつらんほうほう えつらんばしよ 閲覧方法と閲覧場所</p>	<p>(1) 市ホームページ (アドレス: https://www.city.minoh.lg.jp/syougai-fukushi/topics/syougai-fukushi-r5-pabukome.html) (2) 健康福祉部 障害福祉室 (みのおライフプラザ(総合保健福祉センター)1階総合窓口) (3) 行政資料コーナー (箕面市役所 別館1階12番窓口) (4) 箕面市役所豊川支所、止々呂美支所 (5) 障害者福祉センターささゆり園 ちゆうおうとしよかん ひがしとしよかん さくらがおかとしよかん せいなんとしよかん おのほら 中央図書館・東図書館・桜ヶ丘図書館・西南図書館・小野原 としよかん せんばとしよかん せいなんしやうが いがくしゆう 図書館・船場図書館、西南生涯学習センター、みのお市民 かつどう 活動センター、らいとびあ21(萱野中央人権文化センター) ※(2)～(4)は、市役所開庁日の8時45分から17時15分まで ※(5)は、各施設の開館日、開館時間中 ※点訳した資料は、みのおライフプラザ総合窓口で閲覧できます。 ※ふりがなを付けた資料は、市ホームページまたはみのおライフプラザ総合窓口で閲覧できます。</p>

<p>いけんとう ていしゆつきかん 意見等の提出期間</p>	<p>れいわ ねん ねん がつ にち かようび がつ にち もくようび 令和5年(2023年)8月1日(火曜日)から8月31日(木曜日)まで けしんゆうこう (消印有効)</p>
<p>いけんとう ていしゆつほうほう 意見等の提出方法</p>	<p>つぎ ほうほう ていしゆつ 次のうちいずれかの方法で提出してください。</p> <p>(1) 閲覧場所の窓口への提出 (2) 郵便による送付 (住所: 〒562-0014 箕面市萱野5-8-1) (3) ファクシミリによる送付 (ファクス番号: 072-727-3539) (4) 電子申請システム(LoGoフォーム)による送付</p> <p>※閲覧場所の窓口に意見書のひな形をご用意していますので、 ご利用ください。 (自由な形式で提出していただいてもかまいません。)</p> <div data-bbox="1257 322 1436 546" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>LoGo フォーム QR コード</p>  </div>
<p>いけんとう ていしゆつ 意見等を提出 できるかた</p>	<p>(1) 本市にお住まいのかた (2) 本市に事務所又は事業所がある事業者 (3) 本市にある事務所又は事業所に勤務しているかた (4) 本市にある学校に在学しているかた (5) 本市に対して納税義務を有しているかた (6) 上記(1)から(5)に該当するかたで構成された団体 (7) 上記以外で意思疎通の支援を必要としているかた、意思 疎通の支援を行っているかたまたは団体</p>
<p>いけんとう ていしゆつ さい 意見等を提出する際の 必要記載事項</p>	<p>(1) 意見を提出しようとする素案の名称 (2) 氏名及び住所(上記の「意見等を提出できるかた」のうち(2)～ (5)に該当するかたにあたっては名称及び所在地、(6)・(7)に 該当する団体にあつては、団体名及び団体事務局所在地) (3) 上記の「意見等を提出できるかた」のうち、該当する区分</p>
<p>ていしゆつ いけんとうおよ 提出された意見等及び 市の考え方の公表方法</p>	<p>えつらんほうほう えつらんばしょ きさい ほうほう ばしょ こうひょう 「閲覧方法と閲覧場所」に記載の方法・場所で公表します。 こうひょうきかん れいわ ねん ねん がつげじゆん よてい 公表期間: 令和5年(2023年)10月下旬を予定 いけんていしゆつしや こべつかいとう りょうしやう ※意見提出者への個別回答はいたしませんのでご了承ください。 い。</p>
<p>びこう 備考</p>	